

議案第66号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に鑑み、介護保険事業の健全な運営を図るため、保険料率の改定及び保険料率段階の区分の変更を行う必要があるによる。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「33,615円」を「34,356円」に改め、同項第2号中「48,554円」を「49,257円」に改め、同項第3号中「56,024円」を「57,121円」に改め、同項第4号中「67,229円」を「74,506円」に改め、同項第5号中「74,699円」を「82,784円」に改め、同項第6号中「82,169円」を「91,063円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「97,109円」を「107,620円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「119,518円」を「132,455円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「134,458円」を「149,012円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「149,398円」を「165,568円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「164,338円」を「182,125円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号中「179,278円」を「198,682円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第14号イ」を加え、同項第13号中「186,748円」を「223,517円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 206,960円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 215,239円

ア 合計所得金額が900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第9条第2項中「18,675円」を「20,282円」に改め、同条第3項中「29,880円」を「32,700円」に改め、同条第4項中「52,289円」を「56,707円」に改める。

第11条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第9条第1項第6号から第12号まで」を「第9条第1項第6号から第14号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例第9条及び第11条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。